

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成21年4月10日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「宗教法人〇〇〇に関する変更届等の提出書類、その他上記に関する一切の関係書類（直近4年間）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成21年4月24日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書の作成又は取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成21年6月22日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

なお、実施機関は、異議申立書に不備があったことから、平成21年7月3日、異議申立人に対して補正命令を行ったところ、平成21年9月14日、異議申立人から補正された異議申立書が提出された。

#### 4 諮 問

平成21年9月28日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

貴庁に対し宗教法人〇〇〇が宗教法人法に基づき最近4年間の変更届に係わる関係書類を取得していないとの理由で文書を開示しなかった事に対し異議を申立てる。

## 2 異議申立ての理由

宗教法人〇〇〇には現実直近4年間の間に変更届事項が発生している為、「取得していない」との理由は公序良俗に違背する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している不開示決定の理由は、おおむね次のとおりである。

宗教法人において、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第52条の規定により設立時に登記された内容について変更が生じたときには、法第53条の規定により変更の登記をしなければならないとされている。また、法第9条において、宗教法人は、法第53条の規定による登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないとされている。

今回、異議申立人が開示を求めているのは、〇〇〇が、直近4年間に、法第9条の規定により、所轄庁である実施機関に届け出された書類である。

異議申立人が開示を求めている直近4年間（平成17年4月1日から平成21年4月24日まで）、〇〇〇から実施機関に対して法第9条の規定により、書類が届け出されているか確認を行ったが、届け出された書類は存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

なお、本件決定後、〇〇〇は、実施機関に対して、法第9条の規定により、代表役員変更届を提出している。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

## **2 行政文書の不存在について**

異議申立人は、「宗教法人〇〇〇に関する変更届等の提出書類、その他上記に関する一切の関係書類（直近4年間）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書は作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

実施機関の説明によると、異議申立人が開示を求めている「宗教法人〇〇〇に関する変更届等の提出書類、その他上記に関する一切の関係書類（直近4年間）」とは、直近4年間に、法第9条の規定により、〇〇〇から実施機関に届け出された書類のことであり、当該書類の確認を行ったところ存在しなかったため本件決定を行ったとのことである。

なお、〇〇〇の履歴事項全部証明書には、直近4年間に代表役員の変更があったことが記載されている。しかし、実施機関の説明によると、〇〇〇から代表役員変更届が提出されたのは、本件決定の後であったとのことである。当審査会で〇〇〇から提出された代表役員変更届を見分したところ、当該代表役員変更届が実施機関に提出されたのは、本件決定の後であることを確認した。

したがって、本件決定時点において本件開示請求に対する行政文書は存在しなかったとする実施機関の説明は是認できると判断する。

## **3 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成21年 9月28日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成21年10月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成21年12月17日 (第137回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成22年 1月28日 (第138回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成22年 2月24日 (第139回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成22年 3月10日 (第140回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成22年 4月28日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐる よしひこ 石黒 良彦	弁護士	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会長代理